二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字前山六〇一の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年十月六日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　福島県南相馬市鹿島区橲原字下平一〇四から一一二まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下平一一〇
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年十月六日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市和田山町岡字大倉部七四の六（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年十月六日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市佐嚢字平野北山一四〇（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四十七号

河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第二十七条の二十一の規定により準用する同規則第二十七条の八の規定により、代表者の変更の届出があり、次のとおり登録を変更したので、同規則第二十七条の二十一の規定により準用する同規則第二十七条の十七第二号の規定に基づき、告示する。
平成二十一年十月六日
国土交通大臣　前原　誠司
一　登録年月日　平成十七年二月十七日
二　登録番号　研修第1号
三　氏名又は名称　財団法人全国建設研修センター
四　住所　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
五　法人である場合の代表者の氏名　藤田　真
六　登録研修事務を行う事務所の名称　財団法人全国建設研修センター
七　登録研修事務を行う事務所の所在地　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
八　登録研修の名称　ダム管理主任技術者研修
九　登録研修事務を開始する年月日　平成十七年二月十七日
十　変更年月日　平成二十一年八月十一日

○海上保安庁告示第二百六十三号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十一年十月六日
海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	三河港豊橋第五号灯浮標
位置	
所在地	愛知県三河港（三河港神野北防波堤南灯台の東方約五九〇メートル）
北緯	三四―四四―一八
東経	一三七―一六―三八
変更した事項	
位置	
所在地	愛知県三河港（三河港神野北防波堤南灯台の東方約七九〇メートル）
北緯	三四―四四―二〇
東経	一三七―一六―四六
変更年月日	平成二十一年七月三十日
名称	三河港豊橋第七号灯浮標
位置	
所在地	愛知県三河港（三河港神野北防波堤南灯台の東方約二・三キロメートル）
北緯	三四―四四―〇六
東経	一三七―一七―四五
変更した事項	
位置	
所在地	愛知県三河港（三河港神野北防波堤南灯台の東方約二・四キロメートル）
北緯	三四―四四―〇八
東経	一三七―一七―四九
変更年月日	平成二十一年七月三十日
名称	五通礁灯標
位置	
所在地	二江港通詞島灯台（熊本県天草市）の北北西方約二・七キロメートル
北緯	三二―三四―二七
東経	一三〇―〇六―四四
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
変更年月日	平成二十一年七月三十日
名称	牟田港牛瀬灯標
位置	
所在地	熊本県上天草市（牟田港南防波堤灯台の北東方約四〇〇メートル）
北緯	三二―二八―二三
東経	一三〇―二六―二三
変更した事項	
光度	実効光度二五カンデラ
光達距離	三・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日	平成二十一年七月三十日

○海上保安庁告示第二百六十四号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十一年十月六日
海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域H灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯	三五―三七―四二
東経	一四〇―〇〇―二八
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度	実効光度一八カンデラ
光達距離	三・〇海里
点灯年月日	平成二十一年七月三十一日
記事	東京港埠頭株式会社管理
名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域I灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯	三五―三七―三八
東経	一四〇―〇〇―二三
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度	実効光度一八カンデラ
光達距離	三・〇海里
点灯年月日	平成二十一年七月三十一日
記事	東京港埠頭株式会社管理